

研究助成規程

(目的)

第 1 条 この規程は、理学療法及び理学療法学の発展に資する研究を奨励し、支援するための、助成金支給に関し、必要な事項について定める。

(研究の種別)

第 2 条 この規程における研究は、次のとおりとする。

- (1) 指定研究：協会が指定する研究項目に該当する内容
- (2) 一般研究：指定研究に含まれない内容

(助成額)

第 3 条 年間の助成額は、当該年度の予算に従う。

(助成金支給の期間)

第 4 条 支給を受けた助成金の執行期間は、原則として当該年度のみとする。

- 2 前項にかかわらず、研究の期間が複数年度にわたる場合や、助成金を複数年度にわたって受けようとする場合は、単年度毎に同一研究の内容にて助成金の申請をすることができる。

(助成金支給の決定)

第 5 条 助成金支給者の決定にあたっては、本助成制度の趣旨に鑑み、臨床に籍を置く会員、若手会員など他の助成を受けることが困難と思われる会員に対して一定の配慮を行う。

- 2 助成金支給者及び助成金額の決定は、研究推進委員会における事前審査の結果を基に、学会運営審議会にて決定する。
- 3 前項で決定した助成金支給者及び助成金額については、理事会へ報告する。

(助成金の交付)

第 6 条 前条に基づいて決定された助成金を受ける者（以下、「受給者」という。）への助成金の交付は、その金額を受給者の指定する金融機関の口座に振り込むことによつて行う。

(承認等の事項)

第 7 条 受給者は、以下の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ書面にて学会運

営審議会議長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった研究を中止または延期しようとするとき
- (2) 助成金支給の対象となった研究が予定の期間内に終了しないとき
- (3) その他、助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

(受給者の義務)

第8条 受給者は、以下の義務を果たさなければならない。

- (1) 助成金支給の対象となった研究の完了
- (2) 助成金の適正な管理、用途に関する記録（計算書類等）及び領収証等の証拠書類の提出
- (3) 成果を記載した研究報告書の提出（終了後2ヶ月以内）
- (4) 法令、日本理学療法士協会（以下、「本会」という。）諸規程および研究倫理の順守

(出版物等)

第9条 受給者は、助成金支給の対象となった研究に関連して作成する成果物および新聞、マスコミ等への発表時には、当該研究が本会の助成を受けた旨を明記するとともに、そのものの写し等を提出しなければならない。

(成果の公開)

第10条 助成金を受けた研究による成果は、学術論文として研究終了後、6か月以内に公表するよう努めなければならない。公表にあたっては理学療法学、または **Physical Therapy Research** を原則とするやむを得ない事由により公表ができない場合は、理由書を研究推進委員会委員長へ提出し、学会運営審議会議長の承認を得なければならない。

(審議会及び理事会への報告)

第11条 研究推進委員会委員長は、受給者からの研究報告書の提出を受けた後、その旨を学会運営審議会へ報告する。

- 2 学会運営審議会議長は研究成果の概要を理事会へ報告する。

(助成金支給の取り消し)

第12条 学会運営審議会議長は、受給者が第8条に定める義務を果たせないと認めたとき、学会運営審議会の決議により、助成金支給の決定を取り消すことができる。

- 2 学会運営審議会が取り消し決定の処分を行った場合には、理事会へ報告する。
- 3 第1項による取り消しを受けた者で、既に助成金の交付を受けている場合は、取

り消し決定通知の日から起算して30日以内にその金額を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めない事項については、学会運営審議会の決議によりこれを決定する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃にあたっては、学会運営審議会の議を経て、理事会の承認を要する。

附則

- 1 この規程は、平成17年10月6日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、『理学療法学基礎研究等の助成金支給に関する規程』を廃す。
- 3 この規程は平成24年4月1日一部改正により施行する。
- 4 この規程は平成27年11月7日一部改正により施行する。